

吉川市建設工事における技術者の専任に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の発注する建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条第2項の規定により同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事について、必要な事項を定めるものとする。

(同一の専任の主任技術者が管理を行うことができる工事)

第2条 政令第27条第2項の密接な関係とは、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

(1) 資材の調達を一括で行う関係

(2) それぞれの建設工事の工程の4分の1以上の部分を同一の下請け業者で施工する関係

(3) いずれかの建設工事の工程、資材等の変更が他の建設工事の工程、資材等に影響を与える関係

(4) 同時に交通規制を行う必要が認められる関係

(5) いずれかの建設工事の発生土を他の建設工事の盛土材にする関係

(近接した場所)

第3条 政令第27条第2項の近接した場所とは、相互の建設工事現場間の直線距離が10.0メートル以内である場所とする。

(同一の主任技術者が管理できる工事の数)

第4条 政令第27条第2項の規定により同一の主任技術者が管理できる建設工事の数は、2とする。

2 前項の規定を適用する場合において、同一の場所で施工する建設工事の数は、1とみなす。

(適用の確認等)

第5条 市長は、政令第27条第2項の規定により同一の主任技術者が管理できる建設工事の競争入札をしようとする場合は、入札公告又は指名通知にその旨を記載しなければならない。

2 前項の競争入札の落札候補者で政令第27条第2項の規定を適用しようとするものは、落札候補者となった時に同一の主任技術者の管理適用届（様式）を市長に提出するものとするものとする。

(監理技術者への変更)

第6条 市長は、同一の専任の主任技術者が管理する工事において、変更契約等により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、同一の専任の主任技術者が管理することができる建設工事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に一般競争入札公告又は指名通知を行っている工事については、なお従前の例による。